



## 【社長から～心にとめておきたい言葉】

あなたの周りの友達を見れば、あなたの人間性がわかる

### 【まごころ通信】by小峰裕子

#### 第63話 子どもは理解している

ひよんな事から、子どもを預かるという経験をしました。姪夫婦の子で「3才成り立て」と「ピカピカ小学1年生」という女の子ふたり、ほぼ初対面に近い関係です。

子育て世代のママ達から、ぐずったときの対応や移動中の注意点、子どもが好むお菓子、自宅での過ごしさせ方など事前リサーチして備えましたが「大丈夫か?!」という心境でした。

さあ朝7時、「なに??」と泣きそうになる下の子の気をアイスで紛らわす隙にバトンタッチです。用意した朝ご飯を思いがけず楽しそうに完食してくれて歯磨き。お姉ちゃんは自分でしますが、妹ちゃんはお手伝いが必要です。可愛い！紙パンツが濡れてないかの確認も嫌がることなく身を任せてくれますし、安心した(ふり?)表情でぐずることもありません。それどころかお姉ちゃんが本当によく面倒を見てくれるし、それを褒めると恥ずかしがりつつもまんざらでない様子。やっぱり可愛い！果たして子どもと過ごした10時間余り、問題もなく無事終わりました。送り届ける車中では二人とも爆睡です。新居に着いてパパが顔を見せると、下の子は「パパ！」と走り出し泣きべそかいて甘え始めました。やれやれ、気を遣っていたのは子ども達だったようです。

子どもって、大人が思うよりよく周囲の状況を理解していますよね。保育士の話では乳児でも周囲の状況はそれなりに理解するらしく、可能な限り大人がいる場所で過ごしたら良いと思います。そうした体験は脳の奥深くに組み込まれ、大人になって必要な場面で取り出されると聞いたこともあります。泣いているお子さんがいたら一緒にあやましましょう。まあ、子どもを連れて歩いていると婆や世代とよく目が合うし話しかけられたりして、ほっこり新鮮で幸せな1日でした。



## ■□■—————3月の記録—————□■□

### 【今月の自己申告ノルマ:達成】

今月は、若林さんが自己申告した売り上げ目標を達成しました。社長より業績給が支給されます。

### 【今月の売上トップ】

賃貸仲介手数料トップ 藤原さん  
売買仲介手数料トップ 酒匂さん



### 【今月の管理受託物件】

箱崎3丁目テナント



### 【酒匂店長より】

新たな管理受託の際は、物件の情報詳細と移行スケジュールの掌握をお願いします。

### 【3月の社内研修会】強制参加

3月7日(木)16:00～17:30

テーマは「相続と法律の基本的な話2」。講師は酒匂房信さんでした。社長と飲む日は箱崎の「たべたか屋」でした。



### 【しあわせ倍増コラムのご案内】

小峰裕子さんがWEBコラムを執筆しています。今月のタイトルは『アップデートいたしましよ！～前編「設備」～』です。ホームページでは、ブログやフェイスブックなどで日々の取り組みや様子を観ることが出来ます。

### 【大洋不動産法人化19周年】

3月3日(日) 小峰裕子さんが福岡市西区壱岐南校区高齢者コミュニティ「ふらっとカフェ壱岐南」において相続無料相談員を務めました。

3月7日(木) 小峰勇治さんが宅建協会不動産無料相談員を務めました。

3月17日(日) 大洋不動産法人設立19周年記念日です。

3月27日(水) 小峰裕子さんが役員を務めるファイナンシャルプランナー「WAFP九州」役員会に出席しました。

相続法約40年ぶりの改正・・・第3回



民法改正の中から「自筆証書遺言」の改正にふれておきたいと思います。

皆様は、自筆証書遺言に対してどのようなイメージがあるでしょうか。よく言われるのが難しい・大変・よく分からないといった意見です。遺言の中でも公正証書遺言などの第三者機関を介したものと違い、費用もかからず他人の力も借りない自筆証書遺言。反面、分かりにくかったり、小さなミスでも無効になってしまったりと、重い腰が上がらない方も多かったのではないのでしょうか。

今回の改正で変わった点は大きく分けて2つ。

①財産目録の作成がパソコン等でも出来るようになりました。

施行前までは全て自筆で書く必要があり、土地の地番や預金口座の記載に手間取っていましたが、改正後はパソコン打ちの書類や、登記簿謄本のコピーなども認められるようになりました。(全頁に自署、押印が必要)

これにより精度の高い遺言を家族に残す事ができますから大きな進歩だと思います。

②保管制度が新設されます。

これまで自筆証書遺言は自宅・貸金庫に保管する事が一般的でした。改正後は遺言作成者の住所地、または本籍地、あるいは所有不動産のある場所を管轄している「法務局」に保管を申請する事ができるようになります。

実はこれにより改ざんや破棄の心配、遺言書の開封手続きを知らないことによる遺言の無効化も防ぐ事ができます。

※①は2019年1月13日施行済み。

②は2020年7月10日に施行されます。

ではこれで安心！早速自筆証書遺言を書いてみよう！と思った方は注意が必要です。一部改正はありましたが、当然、財産を相続人に託す重要な書類です。作成には十分な時間と知識が必要な部分は変わっていません。

遺言がトラブルの原因になることもしばしば。

円満相続の為に専門家に相談・依頼し、「争族」とな

【4月のお誕生日】

4月9日 酒匂房信さん 4月11日 藤原秀章さん  
4月15日 小峰勇治さん



【特別社内研修】全員強制参加

4月18日(木)店舗営業は14:00で終了してください。  
14:00～ コンプライアンス清掃  
16:00～ 社内研修会 テーマは「相続と税金の基本的な話」講師は酒匂房信さんです。  
18:00～ 社長と飲む日

【月次報告会議】任意参加

4月2日(火)7:40～8:00  
8:00～8:30は町内清掃を行います。

【素直塾】全員強制参加

4月30日(火)14:00～18:00 短期経営計画発表  
18:00～本会議(任意参加)

【月次営業会議・異見会】

4月9日(火)18:00～19:00

【早朝勉強会】任意参加

4月23日(火)8:30～8:50  
テーマは「不動産テックカオスマップ」です。

【今月の社員】 松田 りく



「平成」も残すところひと月となりますが、皆さんにとって平成はどんな時代でしたか。私が感心したのは作家の朝井リョウさんが語っていた「平成」です。

「平成はナンバーワンよりオンリーワン。学校では運動会の順位付け廃止や、成績も相対評価ではなく絶対評価になるところもあり、人と比べるのではなく個性を伸ばしていこうという風潮が強まった時代。それはすごくいいことだが、逆に人間は自分の物差しだけで物事を測れるほど強くないため、対立しなくていい、比べなくていい、となったときに、これまで見知らぬ誰かが行ってくれていた順位付けを自分自身で行うようになる。SNSで誰かの情報をみては比較して自分の価値を探し求めた時代。」  
平成がどんな時代だったか深く考えもしなかった私はものの見方を考えさせられました。

気になるのは新元号、どんな時代になるかを含め楽

